

神戸市立こうべまちづくり会館 施設使用申込書 (ギャラリー)

神戸市立こうべまちづくり会館 指定管理者

特定非営利活動法人 神戸まちづくり研究所 理事 あて

年 月 日

下記の通り、施設の使用を申し込みます。(太枠内を記入してください)

※ 日付は西暦で記載してください。

※ 記載の名称で領収証等は発行されます。

主催者名 ※ 団体の場合は団体名及び代表者名	(団体名)										
	(氏名)		[ 申 込 ]		[ 担 当 者 名 ]						
主催者住所 ※ 団体の場合は事務所所在地	〒		-						※ 記載の住所で領収証等は発行されます。		
電話番号	-		-		[ 担当者 ]		-		-		
使用日 ※ 抽選後の空き枠に申し込み場合は通常申込、13か月後の抽選に申し込み場合は抽選申込に記載してください。	<input type="checkbox"/> 通常申込		※ 空き枠に申し込む場合		(使用日数)		日間				
	年		月		日 ( )		~		年		
	月		日 ( )		~		年		月		
	日 ( )		~		年		月		日 ( )		
	年		月		日 ( )		~		年		
	月		日 ( )		~		年		月		
日 ( )		~		年		月		日 ( )			
<input type="checkbox"/> 抽選申込		※ 記載した期間以外の抽選には参加できません。		※ 第1希望の期間に落選した場合も、空きがあれば第2~5希望の期間の抽選に参加できます。		※ 使用期間は木曜~火曜の6日間です。6日間未満のご利用の抽選申込はできません。				* 処理欄 (確定日)	
第1希望	年		月		日 (木)~		年		月		
第2希望	年		月		日 (木)~		年		月		
第3希望	年		月		日 (木)~		年		月		
第4希望	年		月		日 (木)~		年		月		
第5希望	年		月		日 (木)~		年		月		
展示時間等 ※ 各使用日とも19時までに完全退室してください。	初 日				(搬入時間)						
	展示時間		:		~		:		~		
	通 常		:		~		:		~		
	展示時間		:		~		:		~		
最 終 日				(搬出時間)							
展示時間		:		~		:		17:00		~	
作品内容	<input type="checkbox"/> 油彩		<input type="checkbox"/> 水彩		<input type="checkbox"/> 写真		<input type="checkbox"/> 書道		(作品数)		
	<input type="checkbox"/> その他 ( )								※最大 点		
掲 示 表 題									※ 記入された名称で館内案内を表示します。		
そ の 他 連 絡 事 項	<input type="checkbox"/> 営利的利用をする		<input type="checkbox"/> 営利的利用をしない						※ 営利的利用は使用料が5倍となります。		
	<input type="checkbox"/> 会館を初めて利用する										

私 (当団体) は、暴力団・暴力団員・暴力団密接関係者に該当しないことを申告します。

その他、以下の内容を確認しました。

- 抽選申込の場合は、本申込書の提出をもってご利用が確定するものではありません。また、抽選申込は1団体1通です。2通以上の申込みが判明した場合は、すべて無効です。抽選後に判明した場合は、受付を取消し、該当期間は「空き枠」として先着順受付の対象とします。
- ハガキ等案内状を作成される場合は、主催者・連絡先を明確にしてください。
- 初日は清掃が終わってから搬入をはじめして下さい。
- 使用料は、窓口にて現金、各種クレジットカード等でお支払いください。
- 使用日の29営業日前からキャンセル料が発生します。(キャンセルは営業時間内に電話でのみ受付いたします。)

・キャンセル料	キャンセル時期	使用日の30営業日前まで	使用日の29営業日前から前日まで	使用日当日
	金額	キャンセル料なし	使用料の50%	使用料の100%

- ・使用料が未払いの場合は、窓口にてキャンセル料をお支払いください。
- ・使用料が支払い済みの場合は、使用料と上記キャンセル料との差額を返還します。使用料の返還は銀行振込のみの対応となります。(※振込手数料分はご負担ください)

- 以下に該当する場合、使用の取り消し、または使用を制限させていただく場合があります。
 

① 災害等の不可抗力により、会館の使用が不可能になったとき。	② 公序良俗に反する行為や、法令に違反する行為が認められたとき。
③ 他の使用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。	④ 会館施設、設備等を破損、汚損するおそれがあると認められたとき。
⑤ 申込み時の使用目的と使用内容が著しく異なるとき。	⑥ 公職選挙法に基づき、中央区の選挙投票所等の指定の依頼があったとき。
⑦ その他、神戸市立こうべまちづくり会館条例、同施行規則に違反するとき。	

\* 処理欄 (使用料)